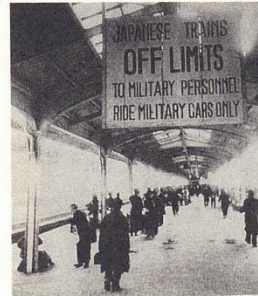


はじめに 占領下に誕生した新制中学



屋外授業風景



焼け跡の風景

六・三制の制定

昭和二十（一九四五）年八月十五日、天皇の玉音放送によって第二次世界大戦の終結が告げられ、九月二日、日本はポツダム宣言を受諾して正式に連合国に降伏した。この時の小学校（当時は国民学校）五年生が新制中学一期生である。

それまでの日本は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（「大日本帝国憲法」第一章第一条）「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」（同第三条）という君主制国家であり、「教育勅語」の道徳的思想が教育および生活全体の指針とされていた。

敗戦を契機に、日本はマッカーサーのひきいるアメリカ軍を主体とするGHQ（連合国軍最高司令部）の占領下に置かれた。占領はGHQが日本政府に指令・勅告を発し、それに基づいて日本政府が実際の統治を行うという間接統治の形式がとられ、昭和二十七年四月まで約七年継続された。

占領軍による教育改革の第一段階は終戦処理と旧体制の清算が精力的に進められ、第二段階で新教育制度の基礎となる重要な法律が相次いで制定・実施された。

敗戦に伴う荒廃のさなか実施された「六・三制」とりわけ「新制中学」は多くの困難を抱えての誕生であった。

戦時中の学校制度

昭和十六（一九四一）年四月、皇国民の錬成を基本概念とした「国民学校令」が出された。小学校は国民学校と改められ、後の新制中学一期生は国民学校一年生として入学した。

「国民学校令」では義務就学期間は高等科二年を加えて国民学校全課程八年とした。ただし、施行

は昭和十九年四月からとされた。同時に、勤労男子の青年学校（十二歳～十九歳）を義務化した。

義務教育は明治四十年以降の六年制が継続され、尋常小学校六年修了後、職に就く、尋常高等小学校の高等科（二年）へ進む、府、県、市、私立などの中等学校（四～五年）、高等女学校（四年）、実業学校（三年）へ進むなど複数の道があった。男子には更に上の高等教育の場が開かれる一方、女子の高等教育の門戸は狭く、多くの制限が設けられていた。

戦況が悪化する昭和十八年以降、戦時色が著しく強められ、勤労動員は「教育実践の一環」となり、中等学校以上の修業年限は短縮され、兵力不足を補うために、大学・専門学校生が一斉に召集された「学徒出陣」が行われ、女子も十四歳以上は勤労動員された。

昭和十九年、義務教育年限二年延長は延期され、国民学校児童の集団疎開（市川市の学童集団疎開は市川小のみ）も行われた。四月から中学校以上（国民学校高等科・中等学校・女学校）のすべての学校が教室内の授業を事実上停止して、学生・生徒は軍需工場での生産活動または農村の援農活動に動員された。そして戦争末期の昭和二十年四月からは国民学校初等科を除くすべての学校は向こう一年間授業を一切停止とされ、全面的な動員体制に入った。中等学校以上では文科系が理工系に転換されたり、能力ある男子生徒が競って軍関係学校に進学したりしていた。

終戦とともにまず軍関係学校が姿を消し、戦時体制は廃止された。九月、教科書から戦時教材の削除が指示され、三十五万人の疎開児童の復帰も通知された。国民学校から大学まで三、五五六校、延べ面積九三〇万坪余りの施設が空襲で被災し、海外からも引揚げ者が大勢帰国して来る状況であった。

こうした中、政府は昭和二十年十二月のはじめに、「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等」の方針を決め、中等教育、高等教育を女性に開放することを決めていた。しかし現実にはGHQの指令・勅告待ちといった状態で、昭和二十一年三月の国民学校卒業生は旧学制のまま進学あるいは就職した。



ガラスのない教室

教育の民主化

昭和二十年十月からGHQは「教育の民主化」を目標とする重要な指令を次々に発表した。

- ① 軍国主義的教師の追放と自由主義的教師の学園復帰
- ② 軍事教練・武道教育の廃止
- ③ 神道教育の学校教育からの排除
- ④ 修身・日本歴史及び地理の授業停止と教科書の回収などである。それは、戦前・戦中の日本の盲目的なナショナリズムから日本人を解放する一方、偏狭な民族主義や封建主義とは異なる日本の文化や伝統を、軍国主義・超国家主義の名のもとに全面的に否定するマイナス面もあった。

昭和二十一年三月、GHQの要請により日本の教育改革の基本方針を決めるためジョージ・D・ストゥダート博士を団長とする米國教育使節団が来日。これに協力するため日本側教育家委員会も発足して共に日本の教育制度を視察して一カ月後に報告書を提出した。それは戦前の画一主義的な教育を批判して、個人の尊重と、教育の機会均等化、教育に対する官僚統制の排除などを基調にした自由な雰囲気を持つ学校を期待すると記され、学校制度としては六・三・三制と、特に六・三の九年間を無償の義務教育と男女共学、四年制を主体とする開放的な大学制度を提唱した。

教育行政面では中央集権制を批判し、公選制の教育委員会制度に基づく地方分権システムを勧告。図書館の整備、教科書検定制の採用、ローマ字採用・漢字制限などの国語改革の勧告等々多岐にわたり、報告書はその後、教育改革の指針としての役割を果たし続けることになった。中でも、「六・三制」の採用勧告は国民に最も大きな印象を与えた。ただし、この制度はアメリカによって押しつけられたのではなく、逆に、滞日中の使節団に日本側の委員らが申し入れ、とくに報告書に書き入れら



『あたらしい憲法のはなし』より

れたという事情が近年明らかになっている。

使節団の勧告に伴い、昭和二十一年暮、教育刷新委員会（内閣に設置された教育改革最高審議機関）は六・三・三制およびその上に四年制の大学をおく学校制度を採用するよう、政府に建議した。

日本国憲法と教育基本法

「日本国憲法」は占領当初から日本民主化の根本問題としてGHQから勧告され、紆余曲折を経て、「主権在民」「戦争放棄」「基本的人権の尊重」の三原則を明示、国会を国権の最高機関とし、天皇を象徴と定めて、昭和二十一年十一月三日公布、二十二年五月三日施行された。

旧憲法では教育に関する条項は独立して規定されてはいなかったが、新憲法では第三章「国民の権利及び義務」のなかで国民の基本的人権の一つとして「教育を受ける権利」が定められ、「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」と「義務教育の無償原則」とが明文化された。

「教育基本法」は、この憲法の趣旨にそって「教育の機会均等」「義務教育九年制」「男女共学」など教育の根本理念を盛り込んで制定された。

教育基本法は「六・三制」発足前日の三月三十一日、「学校教育法」とともに公布施行された。

学校制度体系は民主的単一化が実現し、六・三・三・四制（大学は原則四年、その上に大学院）の明確な単線型学校制度が成立した。心身障害児に対する特殊教育学校も学校体系の中に位置づけられ、昭和二十二年四月一日から、教育の機会均等のもと男女の差別が撤廃され、国民学校は小学校と名称を変え、「新制中学校」と合わせて義務教育期間九年制の男女共学が始まった。その翌年には「高等学校」が、昭和二十四年には「新制大学」がスタートした。

昭和二十一年十二月二十九日の朝日新聞は「明春から九年制義務教育」「中学入試は解消 なくな

六・三・三・四学制本極り

四年、大学院二年ないし四年の五段階で構成される。……徹底した男女共学が実施されるので「女学校」を始め、一切の女子教育機関はなくなり……来春中学校へ進む現在の国民学校六年生は試験地獄のない「広い門」をくぐって一人のこらず新制中学に進学することになる。

……「六・三・三・四」はアメリカのエレメンタリースクール（六年）、ジュニア・ハイスクール（三年）、シニア・ハイスクール（三年）、カレッジ（四年）をそのまま移植した観があるが、現行学制の欠点は終戦後、それ自体改革の機運にあったので、「六・三」の構成は、

教育刷新委員会でも極めて自然な経過をたどって決められた。
（「朝日新聞」昭和21年12月29日）

義務教育九年の「六・三制」の最大の問題は、予算の裏付けが困難なことであった。

17

18